

非常（警戒）配備体制の基準及び内容

名称	区分	配備基準		配備内容	本部・支部
		地震・津波	風水害		
警戒準備配備			市域に大雨、洪水警報が発表されるとき。ただし、次の状況に限る。 (1) 警報発表時に北上川、旧北上川、江合川に対する洪水予報（氾濫注意情報等）の発表がないとき。 (2) 潮位の影響を受ける門脇観測所において、氾濫注意水位（警戒水位）を超えないと予想されるとき。 (3) 警報発表時に降雨が確認されていないとき、又は小雨程度で災害の発生に至らないと予想されるとき。 (4) 土砂災害警戒情報の発表がないとき。 (5) 総務部長が必要と認めたとき。	特に関係のある部課等の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動を実施し、状況により警戒本部の設置に移行できる体制とする。	
警戒配備	0号	(1) 市内で震度4の地震が観測されたとき。【自動参集】 (2) 総務部長が必要と認めたとき。	(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表されたとき。【自動参集】 (2) 総務部長が必要と認めたとき。	災害に関係のある部課・総合支所の所要人員で活動を行う。	警戒本部 警戒支部
特別警戒配備	1号	(1) 津波注意報が発表されたとき。【自動参集】 (2) 副市長が必要と認めたとき。	(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表され、市域の一部に災害の発生が予想されるとき、又は発生したとき。 (2) 副市長が必要と認めたとき。	関係部の主管課長補佐及び関係課・総合支所の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する。	特別警戒本部 特別警戒支部
非常配備	2号	(1) 市内で震度5弱・強の地震が観測されたとき。【自動参集】 (2) 市域で局地的な災害が発生し、又は拡大するおそれがあるとき。 (3) 特別警戒配備（1号配備）では対処できないと市長が認めたとき。	(1) 市域で局地的な災害が発生し、又は拡大するおそれがあるとき。 (2) 特別警戒配備（1号配備）では対処できないと市長が認めたとき。	関係部長及び関係課・総合支所の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する。	災害対策本部 災害対策支部
非常配備	3号	(1) 市内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。【自動参集】 (2) 津波警報又は大津波警報が発表されたとき。【自動参集】 (3) 避難指示を発令したとき。 (4) 市域の広範囲で災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。 (5) 非常配備（2号配備）では対処できないと市長が認めたとき。	(1) 市域の広範囲で災害が発生し、又はそのおそれがあるとき。 (2) 非常配備（2号配備）では対処できないと市長が認めたとき。	組織の全力を挙げて応急対策を実施する。	災害対策本部 災害対策支部